

## 三豊市週休2日制工事实施要領

### 1. 目的

本実施要領は、工事における週休2日の確保に向けて実施する、三豊市週休2日制工事に関して必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

### 2. 用語の定義

#### (1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

#### (2) 対象期間

工事着手日から工事完了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。

#### (3) 工事着手日

工事開始日以降、工事のための準備工事（施工に先だって行う、調査・測量、現場事務所の設置等、工事施工上必要な準備に要する業務等をいう）を含めて、現場に継続的に常駐した最初の日をいう。

#### (4) 工事完了日

現場での継続的な作業が終了した日をいう。

#### (5) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。ただし、災害時の緊急対応、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業及びその他緊急等でやむを得ない作業のみを行った場合は現場閉所日とする。

#### (6) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

#### (7) 4週8休以上

対象期間内における現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

### 3. 対象工事

発注者が週休2日に取り組むことを指定する工事とする。ただし、対象工事の選定にあたっては、以下に該当する工事を対象外とすることができる。

- (1) 現場施工が1週間未満程度の短期間の工事
- (2) 緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により強く早期の工事完成が望まれる工事
- (4) 工事施工時間や施工方法への制約が予測される工事
- (5) その他4週8休以上の現場閉所が困難であると認められる工事

### 4. 積算方法等

#### (1) 補正方法

当初の工事費積算において、4週8休以上となる場合は補正係数により労務費等を補正する。労務費等の補正係数は表1のとおりとし、市場単価等の補正係数については別表1～4の補正率を用いて算出する。

表1

	土木工事 森林整備保全事業等工事	営繕工事 解体工事	農業土木関係等工事
労務費	1.05	1.05	1.05
機械経費(賃料)	1.04	—	1.04
共通仮設費率	1.04	—	1.04
現場管理費率	1.06	—	1.09

#### (2) 積算及び変更方法

4週8休以上を前提に(1)により労務費等を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は三豊市工事請負契約約款第24条の規定に基づき、請負代金額のうち労務費等補正分を減額変更する。

### 5. 対象工事である旨等の明示

対象工事である旨等の明示は、入札公告、指名通知書、特記仕様書に記載する。

### 6. 実施方法等

#### (1) 現場閉所(現場休息)の確認方法

- ① 工事着手前

- ・受注者は、工事着手日までに4週8休以上を考慮した現場閉所（現場休息）予定日を記載した工程表を作成の上、監督職員に提出し、協議しなければならない。

- ・「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施している期間等について受注者と監督職員で協議の上決定する。

- ・分離発注工事の各受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）予定を調整したうえで工程表を作成する。

## ② 工事着手後

- ・受注者は、工程計画の見直し等が生じた場合には現場閉所（現場休息）予定日を記載した工程表を修正の上、監督職員に提出し、協議しなければならない。

- ・監督職員は、受注者より提出された現場閉所（現場休息）予定日が記載された工程表と月間工事報告書に添付される工事日報等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。

- ・受注者は、工事完了日に現場閉所（現場休息）実施日を工程表に記載した資料を監督職員に提出し、確認を受ける。

## ③ その他留意事項

- ・現場閉所（現場休息）状況の確認にあたっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存書類（月間工事報告書等）の活用に努める。

- ・監督職員は、現場閉所（現場休息）予定日の前日等に、現場閉所（現場休息）日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

- ・工事一時中止を行う場合等対象期間を変更する必要がある場合は、受注者と監督職員で協議を行う。

## (2) 工事中の標示

受注者は、工事看板（工事名称、発注者等を示す表示板）に週休2日制工事である旨を明示する。

## (3) 工事成績評定

発注者は、当該工事が工事成績評定の対象工事である場合、受注者の週休2日の取り組み状況に応じて、評価する。

## 附則

本実施要領は、令和6年4月1日以降に入札を実施する工事から適用する。

別表 1

市場単価等の補正係数(土木工事・港湾工事・漁港工事・森林整備保全事業等工事・農業土木関係等工事)

名 称	区 分	補正係数
鉄筋工		1.05
ガス圧接		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03
道路植栽工	植樹	1.05
	剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.01

別表2 市場単価等の補正係数（営繕工事（建築工事））

工種	補正率	工種	補正率
仮設工事	1.03	屋根及びとい	1.02
土工事	1.03	金属工事	1.02
地業工事	1.03	左官工事	1.04
鉄筋工事	1.04	建具工事（ガラスとも）	1.02
コンクリート工事	1.04	建具工事（シーリング）	1.04
型枠工事	1.03	塗装工事	1.04
鉄骨工事	1.04	内外装工事	1.03
既成コンクリート	1.03	内外装工事（ビニル系床材）	1.02
防水工事	1.02	ユニットその他工事	1.01
防水工事（シーリング）	1.04	排水工事	1.03
石工事	1.02	舗装工事	1.02
タイル工事	1.03	植栽及び屋上緑化	1.03
木工事	1.02		

別表3 市場単価等の補正係数（営繕工事（電気設備工事））

工種	摘要	補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.04
	ケーブルラック	1.03
	位置ボックス 位置ボックス用ボンディング	1.03
	プルボックス	1.02
	プルボックス用接地端子	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.03
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03
接地工事	鋼板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.03

別表4 市場単価等の補正係数（営繕工事（機械設備工事））

工種	摘要	補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンバー類	1.03
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.04